

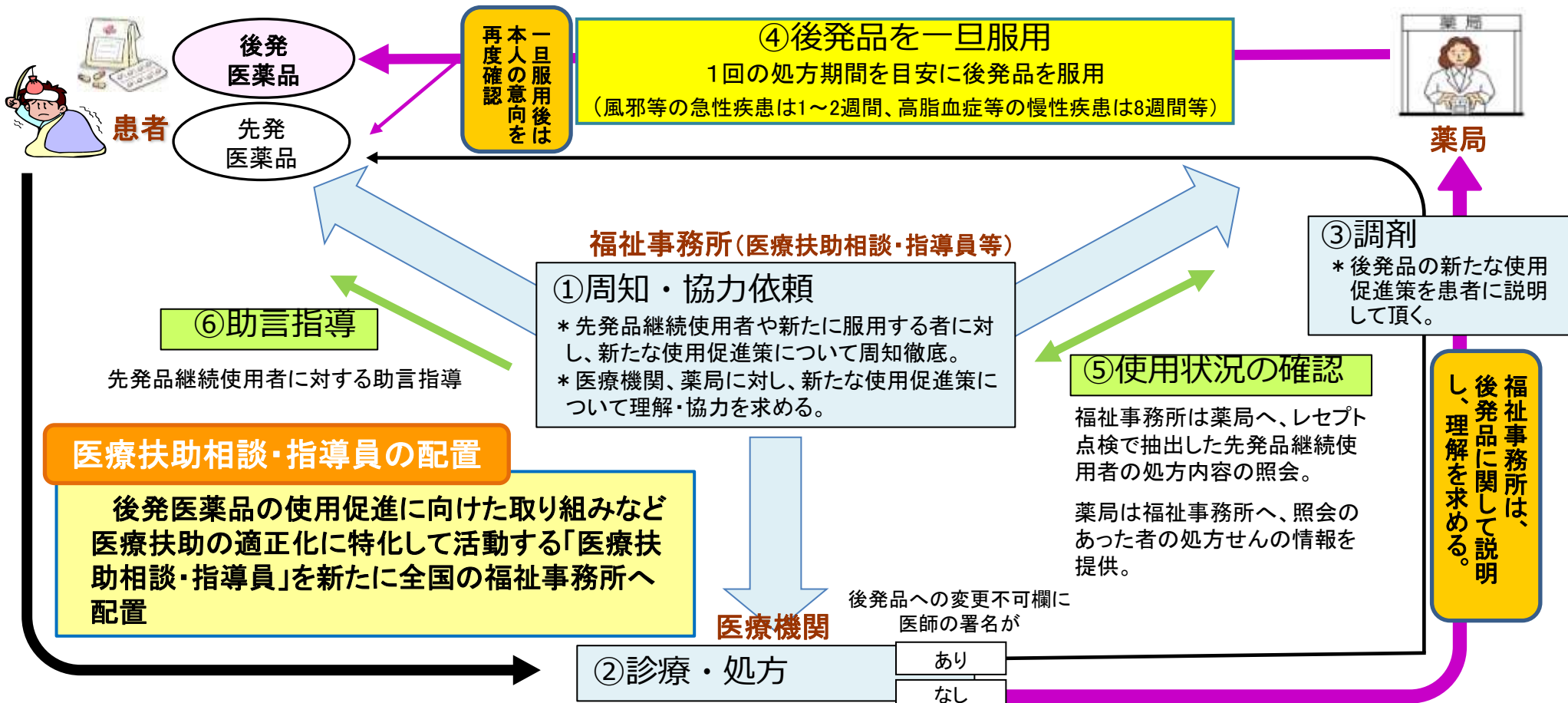
# 生活保護制度の見直し—医療扶助の適正化②—

## 【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

### ○生活保護の見直し

#### ◆当面の対応

電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン(検診命令)の活用、後発品の使用促進等による医療扶助の適正化



# 生活保護制度の見直し—医療扶助の適正化③—

## 【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

### ○生活保護の見直し

#### ◆制度の見直し

#### ・医療機関の指定等の見直し

保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

### 課題

- 指定医療機関に係る規定が、健康保険法等に比べて、
  - ・ 指定・取消要件等が具体的に定められていない
  - ・ 指導対象医療機関の選定に係る基準がない
 等の理由により、指導等が十分でないといった指摘を受けている。



### 見直し・検討事項

- 保険医療機関に係る指定制度も踏まえつつ、現在の指定医療機関制度について、指定の要件、有効期間、取消要件など指定の在り方等について検討する。

### (参考)健康保険法(保険医療機関)

指定要件	> 厚生労働大臣は、次に該当するときは指定しないことができる。 (健康保険法第65条第3項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定取消の日から5年を経過しないもの</li> <li>・ 健康保険法に基づく指導を重ねて受けたもの</li> <li>・ 健康保険法等に違反し罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでのもの</li> <li>・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでのもの</li> <li>・ 医療保険各法による保険料、負担金又は掛金を引き続き滞納しているもの</li> <li>・ 前各号のほか、著しく不相当と認められるもの</li> </ul>
有効期間	> 指定は、指定の日から起算して6年を経過したときは、その効力を失う。 (健康保険法第68条第1項)
取消	> 厚生労働大臣は、次に該当する場合には指定を取り消すことができる (健康保険法第80条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第72条第1項(保険医等の責務)の規定に違反したとき</li> <li>・ 第70条第1項(保険医療機関等の責務)の規定に違反したとき</li> <li>・ 支払に関する請求に不正があったとき</li> <li>・ 報告等を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告したとき</li> <li>・ 出頭を求められてこれに応ぜず、又は検査を拒み続けた等のとき</li> <li>・ 医療保険各法による療養に関し、前各号に相当する事由があったとき</li> <li>・ 罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者に該当したとき</li> <li>・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者に該当したとき</li> <li>・ 前各号のほか、この法律若しくは国民の保険医療に関する法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき</li> </ul>